

令和2年12月8日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第3日）			
出席議員 (10名)	1 番 鈴 木 千 春	2 番 大 川 徹 也	3 番 原 直 弘
	4 番 吉 田 豊	5 番 田 中 静 雄	6 番 原 田 希
	7 番 吉 富 隆	8 番 大 川 隆 城	9 番 寺 崎 太 彦
	10 番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総務課副課長 針 長 幸 子	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危機管理対策監 弥 永 正 一	
	建設課副課長 高 島 真 幸	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 中 島 洋	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主事 松 田 望	

議事日程 令和2年12月8日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第66号～議案第69号 諮問第3号)

日程第2 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
7	1番 鈴木千春	1. 鳥獣対策について 2. 中心市街地活性化事業について 3. 農業における課題解決の取組について
8	3番 原直弘	1. 農地・水保全管理支払交付金（現、多面的機能支払交付金）について 2. 幹線水路について 3. 職員の健康管理について 4. 要望活動並びに陳情活動について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 追加議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（中山五雄君）

日程第1. 追加議案一括上程、提案理由の概要説明。

追加議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案第66号

負担付き寄附にかかる財産の受納について

下記のとおり負担付き寄附にかかる財産を受納するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 寄附の目的

本町で事業遂行している中心市街地活性化事業による整備に寄与するため

2 寄附条件の骨子

- (1) 合同会社を遅滞なく設立し、事業に着手すること。
- (2) 寄附対象の建物は、滅失登記を行うこと。
- (3) 議会の議決を経ることができない場合、条件未成就により寄附に係る申込が無効となること。

3 寄附の対象財産内訳

(土地)

所有者	土地の表示	地目	地積 (㎡)
	上峰町大字坊所字七本谷1551番 1	宅 地	15,986.44
	上峰町大字坊所字七本谷1539番 1	雑種地	11,990
	上峰町大字坊所字七本谷1539番10	雑種地	9.80
	上峰町大字坊所字七本谷1539番12	雑種地	80
イオン九州	上峰町大字坊所字七本谷1570番22	雑種地	919
株式会社	上峰町大字坊所字二本谷2510番	雑種地	803
	上峰町大字坊所字一本谷2514番 9	雑種地	4,964
	上峰町大字坊所字一本谷2514番42	公衆用道路	803
	上峰町大字坊所字一本谷2514番43	雑種地	2,781
	上峰町大字坊所字一本谷2514番64	雑種地	485
合 計			38,821.24

(建物)

所有者	所在	種類	床面積 (㎡)
イオン九州	上峰町大字坊所字七本谷1551番地 1	店 舗	35,492.10
株式会社	上峰町大字坊所字七本谷1551番地 1	駐車場	12,530.56
合 計			48,022.66

4 寄附者

会 社 名：イオン九州株式会社

住 所：福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号

代表者氏名：代表取締役 柴田祐司

令和 2 年12月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第67号

動産の買い入れについて

次のとおり動産を買い入れるため、仮契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

買 い 入 れ 動 産	タブレットパソコン
買 い 入 れ 数 量	604台
買い入れの相手方	住 所 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2007 名 称 株式会社服巻商事 代表者氏名 代表取締役 服巻康枝
買 い 入 れ 金 額	35,057,000円
契約の締結方法	指名競争入札
仮 契 約 日	令和2年11月30日
	令和2年12月8日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第68号

令和2年度上峰町一般会計補正予算（第7号）

令和2年度上峰町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,096,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年12月8日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第69号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所886番地 1

氏 名 岡 英 規

生年月日 昭和22年 3 月22日

令和 2 年12月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤3261番地の 1

氏 名 松 尾 憲 道

生年月日 昭和25年 8 月12日

令和 2 年12月 8 日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長より 4 議案と 1 諮問が上程されました。

補足説明を求めます。補足説明ありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第66号の補足説明をさせていただきます。

議案第66号 負担付き寄附にかかる財産の受納についてを御説明いたしますので、お手元に御準備いただきますようお願いいたします。

なお、議案第66号 負担付き寄附にかかる財産の受納についてですが、議案書及び添付しております寄附申込書を御覧いただければ幸いです。

寄附の目的といたしましては、上峰町で現在、事業遂行しております中心市街地活性化事業による整備に寄与していただくためとしております。

寄附条件の骨子ですけれども、合同会社を遅滞なく設立し、事業に着手すること。

寄附対象の建物は、滅失登記を行うこと。

議会の議決を経ることができない場合、条件未成就により寄附に係る申込みが無効となることとしております。

対象財産の内訳ですけれども、地番が先ほど読み上げられたところでございまして、土地といたしましては3万8,821.24平米という形になります。これは公簿面積という形になります。

それで、小数点がついている、ついていないというところがあつて疑問に思うかもしれませんが、こちらのほうは不動産登記規則第100条に規定がございまして、地積は水平投影面積によりまして平方メートルを単位として定め、1平方メートルの100分の1で、これが宅地及び鉱泉地以外の土地で10平方メートルを超えるものについては、この100分の1の未満の端数は切り捨てるというふうになっております。それで、土地の面積を地積と申し上げますが、水平投影面積によりまして平米で表示をされます。宅地、鉱泉地10平方メートル以下の土地につきましては、小数第2位までを記載し、それ以外のものについては、1平方メートル未満は切り捨てるということで公簿上になりますので、こういった記載になっているということで、公簿ベースで上程させている旨を御理解いただければというふうに思っております。

建物のほうですけれども、先ほど来、御説明がございましたが、総計で床面積が4万8,022.66平方メートルということになっております。

こちらのほうにつきましては、議案上はちょっと床面積と種類とか、あと所在という形で載せておりますけれども、構造上の御説明を口頭ながら差し上げたいというふうに思っております。

主登記といたしましては、鉄筋コンクリート造り陸屋根4階建てということで、4階建ての構造になっております。附属といたしまして、鉄骨陸屋根5階建ての、いわゆる立体駐車場と言われているところでございます。そちらが5階建てという形になりますので、合計いたしまして4万8,022.66平米という形になります。そして、寄附者につきましては、イオン九州株式会社、住所、福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号、代表者氏名、代表取締役 柴田祐司となります。

以上、議案第66号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明ありませんか。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第67号 動産の買い入れについて補足説明をさせていただきます。

お手元に御準備ください。

議案第67号、買い入れる動産としましては、GIGAスクール構想によるタブレットパソコンとなります。数量は604台でございます。

買い入れる相手方、つまり契約の相手方になりますが、こちらは住所、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田2007、名称は株式会社服巻商事、代表者氏名、代表取締役服巻康枝。

買い入れ金額は、税込みで35,057千円です。

契約の締結方法は、指名競争入札で行っております。

仮契約締結日は、令和2年11月30日となっております。

指名競争入札業者は、タブレットパソコンの調達となるため、令和2年度物品納入業者を指名しました。入札資料配付を11月17日、入札を11月25日に執行しております。

以上、議案第67号の補足説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○財政課長（坂井忠明君）

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第68号 令和2年度上峰町一般会計補正予算（第7号）の概要につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に予算書をお願いいたします。

予算書の2ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入でございます。

左のほうから、款、補正額、計の順に読み上げてまいります。

款の18. 繰入金、補正額2,540千円、計3,738,897千円。

歳入合計、補正額2,540千円、計13,096,225千円でございます。

続きまして、3ページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額2,540千円、計8,260,348千円。

歳出合計、補正額2,540千円、計13,096,225千円でございます。

私のほうからは以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

私のほうからは、議案第68号の補足説明をさせていただきます。

お手元に御用意をされてあるかと思いますが、議案第68号を御覧いただきたいと思います。

予算説明書の3ページのほうを御覧いただきたいと思いますというふうに思います。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の12. ふるさと納税寄附金繰入金、節の1. ふるさと納税寄附金基金繰入金ですが、2,540千円を基金繰入金として歳入計上をしているところでございます。

また、歳出になりますけれども、次の4ページを御覧ください。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、それと18. 中心市街地活性化事業費、節の10. 需用費になりますけれども、消耗品として100千円を計上しております。町へ財政が移転するに当たりまして車両進入等を回避したり、そういう危険を回避するなど、注意喚起を促す据置き看板であったりカラーコーン等が必要になるだろうというふうに思われることに加えまして、消耗品、雑品も必要になるため、計上しているところでございます。同節の5の光熱水費ですけれども、建屋の電気料を計上してございます。同節の修繕料ですけれども、バリカーの破損なども予見できるため、応急的な対応ができるよう100千円を計上しているところでございます。

最後に、同項の節12. 委託料となりますが、機械警備委託料です。現在、建屋には機械警備が入っておりまして、これを継承して使用したいというふうに考えており、800千円を予算計上しております。

所有権が移ることによりまして現在管理しています寄附者から必要とおぼしき内容に関し状況を伺い、管理上必要な予算を計上した次第です。

以上、議案第68号の補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中山五雄君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に進みます。

日程第2 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第2. 一般質問。

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

1 番鈴木千春君、お願いします。

○1 番（鈴木千春君）

皆さんおはようございます。1 番鈴木千春でございます。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従いまして、これより一般質問をさせていただきますが、昨今のコロ

ナ禍、第3波の影響により、執行部の方々の貴重な時間を取り過ぎてしまうというのはちょっと疑問に感じる部分もありますので、結論を中心にシンプルに質問をしていきたいということに努めてまいりますので、明確な答弁をお願いしたいと思います。

質問事項は大きく3点でございます。1点目ですが、季節が進み、秋、冬と農作物の収穫量が多い時期となりました。あわせて、アライグマ、タヌキ、イノシシといった鳥獣により家庭菜園や農家の方々の農作物に多大な被害を毎年もたらしているという状況でございます。特に北部地区の山の麓や鎮西山周辺では被害が顕著であり、タヌキ、アライグマに関しては町内全域に被害が発生している旨伺っております。

また、佐賀県の狩猟期間は11月1日から翌年の3月11日であり、現在は狩猟期間となります。その状況を踏まえてお尋ねいたします。

質問事項1、鳥獣対策について、質問要旨1、鳥獣対策の現状は、質問要旨2、今後の鳥獣対策の展望は。

2点目につきまして、昨日、同僚議員も質問しており、私も議会のたびにお尋ねしております中心市街地活性化事業についてですが、本日、上程された内容等ありますけれども、昨日の同僚議員の質問を拝見し、私の理解は民間事業パートナーが決定し、合同会社設立に向け進捗している、また、共同事業パートナーの募集については、12月25日まで延長されている。何ができるかについてなんですけれども、今後、合同会社において協議されていくが、町民の要望等については代表者への二十数回のヒアリングを実施し、要求水準書に盛り込まれていると。また、意思決定については町が50%、合同会社が50%で運営されていくものであると。スケジュールについては、募集要項に記載された内容はあくまで案であり、今後については合同会社により民間のノウハウを生かし、スピーディーに進められるというふうには私は理解しました。その状況を踏まえた上で同僚議員への答弁を経て疑問に感じた点が何点かありますので、お尋ねしたいと思います。

質問事項2、中心市街地活性化事業について、質問要旨1、現在の進捗と今後のスケジュールについては。

3点目につきましてなんですけれども、農業の課題解決の手段として、過去の議会でも質問させていただき、その答弁として、人・農地プランの実質化という旨お伺いいたしました。本件につきまして、進捗はいかようになって進めていかれるのかということについてお尋ねしたいと思っております。

質問事項3、農業における課題解決の取組について、質問要旨1、人・農地プランの実質化について現状の取組は、質問要旨2、人・農地プランの実現に向け、今後のスケジュールは。

以上、3点よろしくお伺いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、鳥獣対策について、質問要旨の1番、鳥獣対策の現状は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。鈴木議員御質問の質問事項1、鳥獣対策について、要旨1、鳥獣対策の現状はにつきまして答弁させていただきます。

有害鳥獣対策の現状としましては、集落支援員により町内全域に小型獣用箱わなを設置して捕獲を実施しているところであり、11月まではアライグマ77頭、イタチ22頭、タヌキ16頭、カラス10羽を駆除しております。また、佐賀県猟友会三養基支部に委託しての有害鳥獣駆除も実施しており、現時点ではイノシシ14頭、ドバト2羽、カラス10羽、サギ2羽の実績が報告されております。現在、鎮西山付近でイノシシの報告がっておりますので、重点的に有害鳥獣対策に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

現状、集落支援員の方を中心に実績として9月からさらに増えている状況であると。アライグマについては、9月時点で47頭で、現在は77頭で昨年が50頭であったと思うので、既に昨年の数を超えているというような状況にあるかと思います。

猟友会委託の有害鳥獣駆除につきましては、イノシシが14頭、ドバト2羽、カラス10羽、サギ2羽ということであるんですけれども、昨年度の実績を踏まえると、いいペースなんではないかなというふうに思っております。

ここで、ちょっと1点お尋ねしたいんですけれども、現状の狩猟免許の所有者の数についてお伺いしたいと思います。答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の有害鳥獣免許の取得状況でございますが、正確な数字はちょっと把握していないところもございますが、今年に入って5名の方が取得されたというふうなところで認識しております。

また、従前から合わせますと町内で約10名弱の方が狩猟免許を持たれてあるのではないかなというふうなところで、町のほうで現状、正確な数字はつかめておりませんが、そのようなところで把握しておるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

狩猟免許の取得については、町で支援もされていただいているということを理解していて、今年は5名で、10名弱の免許所有者の方がいるというふうに答弁いただいたかと思います。

ここで、ちょっとお伺いしたいんですけれども、免許を取り立ての方々とかが狩猟をしたいなと思ったときに道具がないというような話をちょこちょこ耳にするんですけれども、そ

ういう免許を取った方々に向けて狩猟の道具の貸出し等というのはどうなっていますでしょうか。貸すことは可能なのか、それとも既に貸し出していることなのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

狩猟用具の貸出しについての御質問と思います。

狩猟の道具につきまして、免許の要らない小型獣用箱わなでありますところは免許が要らないところで、一般の方にも町のほうで備品の管理というふうなところで貸している分もありますし、また、貸せるものがあれば随時貸して行って、有害鳥獣を捕獲して、その処分まで貸し出された、借りていった方にしてもらっているところはあります。

また、狩猟免許が要るような大型獣用箱わなですとか、また、銃器につきましては、もちろん貸すところはありませんし、また、銃器につきましては、狩猟免許の補助の対象というふうなところになっております。大型獣用箱わなにつきましては免許が必要ですし、また、狩猟するには猟友会等に入って、その中での活動が定義されている部分もありますので、そういったところで大型獣用箱わなの貸出しというふうなところの要望等はお受けしていないところでございます。猟友会のほうの駆除委託もしておりますし、また、支援員のほうでも免許を取ってかけるようなわなを仕掛けて鳥獣駆除をしている状況もありますので、その中で、免許を取られた方が大型獣用の箱わなを借りてやりたいというふうなところの声をいただくところがあれば、町のほうでも検討してまいるところではあるかと思えます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

要するに、今の答弁を私の理解としては、免許の要らない箱わなについては貸出しを実施されているけれども、大型の免許の要るものについての器具というのは現状は貸出しを行っていないけれども、今後、要望があれば考えていきたいというふうな状況なのかなというふうに理解しました。

ここで、ちょっと関連なんですけれども、基山町のほうで鳥栖三養基地域鳥獣被害防止計画というものが出されていて、その対象地域に鳥栖、基山、みやき、上峰というふうに上峰町が入っております。こちらのほうを参照しますと、今後の方針として、「関係機関・団体が連携して、被害発生集落に対して、農家への啓発を図り、農地付近の藪払いや収穫残渣等餌付け要因の排除など有害鳥獣を寄せ付けない集落づくり、地域でまとまった効率的な防除、有害鳥獣駆除による捕獲等を総合的に推進し、イノシシ、アライグマ、鳥類被害の防止に重点的に取り組む。」というふうに記載があります。

対象の委託団体というのを見ると、猟友会鳥栖支部、基山支部、三養基支部というふうに書かれているかと思うんですが、こちらの委託先ということを見ると三養基支部になっているので、町の考えとしても今後は三養基猟友会と連携しながら鳥獣を狩っていくような、

さっきの箱わなの件もそうなんですけれども、そういうお考えだという認識でよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の被害防止計画についてでございます。

計画の記載でございますが、これは鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町と共同で計画を策定し、町のほうでもこの計画書によるところで計画を策定しているところでございます。

また、地域によらない広域的な被害対策の推進というふうなところで、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会というものも申しておりまして、この母体となっておところが鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町でございます。この計画の中で定めましたことにつきまして有害鳥獣の対策として実施しているところございまして、この計画にのっとったところで鳥獣被害の防止に努めていくというふうな内容でございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁の私の理解は、こちらに書かれている防止計画の内容に沿って、今後の鳥獣駆除に対してやっていくのかなという理解をいたしました。

先ほど言っていた箱わなの貸出し等の要望については、私のほうでも呼びかけしてみようかなというふうに考えているところではあるんですけれども、ぜひとも、免許を取った人たちがせっかくムーブメントというか、動きが出てきている、免許所有者が増えてきていて鳥獣駆除に対する意識が高い中で、何とかそれを推し進めるようなことを町には応援してもらいたいなという思いがございまして、何とぞ前向きに検討していただければというふうに考えているところでございます。

ちょっと関連で、本来の質問とは少しずれてしまう部分になってしまうのかなとも思うんですけれども、現在、ニュースとかで見る猿の出現状況についてちょっとお尋ねしたいと思います。

よくニュースで見るのは、そういう有害鳥獣とか熊とか猿が出たときには地元猟友会の方とか捕獲隊を結成して捕獲とかということをやっているかと思うんですけれども、上峰町でも実際にホームページに、どこに出没している、猿がどこに出没しているとか、見つけたときに餌を与えてはいけないとか、そういう啓発をされているのを拝見しまして、あとパトロールを実施されているというのは見たんですけれども、私、井手口に住んでいるんですが、井手口地区で猿に追いかけている人を見たことがあるというふうに聞いたことがあって、けが人が出てしまう前に、猟友会なり免許所有者の方に呼びかけて捕獲隊をつくる等の検討をしていただきたいなと思うんですけれども、その件についてお考えをお伺いしてもよろしいでしょうか、お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の猿の対策につきましては、猿が出没している地区は市街地でありまして銃猟禁止区域でございます。銃の使用はできません。出没している猿は群れではない離れ猿ではないかと推察され、町外に戻るとして刺激を与えず、群れに戻るのをそっと見守るとした対応を取っているところでございまして、駆除、または追い払いの実施につきましては、慎重に判断すべき動物でありますので、安易な駆除や追い払いは群れを分裂して新たな群れができ、被害が逆に拡大するとしたおそれがあります。

町内に従前から猿の群れはないことから、猿の群れを離れた離れ猿として餌になるようなものを食べさせないことや刺激を与えないこと、刺激を与えると危害を加えることもありますので、そういったところで群れに帰るのをそっと見守るとした対応を取っているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁をお伺いしますと、現状は見守って、刺激しないというような形を取らざるを得ないというような形なのかなというふうには理解する部分があるんですけども、何というか、けが人が出てしまってからでは遅いと思いますので、対策を、どうしたら有効な対策があるのかとか、9月の答弁では、これはカラスに限った話なんですけれども、カラスの鳴き声等を再生して追い払うというようなことも最近の鳥獣駆除の中ではあったりするということもあったりするので、何かそういう新しい情報等を積極的に取り入れて有効なものを実施していただければと思います。

ちょっと福岡の事例を参照したときには、福岡は駐車場で見つかったというのもあって、職員の方が対応されていたという記事を見まして、今回、有害鳥獣で地元猟友会とかへの呼びかけとかということもあったんですけど、殺してしまっただけで新しい群れが下りてきてしまうようなことがあれば二次災害等が発生してしまうのかなというお話も理解はできる部分があるんですけども、ぜひとも有効な方法については積極的に情報を吸い上げてというより、調べていってですね、何とかけが人が出る前に本件は対応していただければと思います。

1番の質問事項につきましては以上です。

次に行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、今後の鳥獣対策の展望は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の質問事項1、鳥獣対策について、要旨2、今後の鳥獣対策の展望はについて答弁させていただきます。

有害鳥獣対策としましては、前年度より集落支援員による捕獲を実施しているところであ

りまして、地域での細やかな状況把握により捕獲実績も上がっており被害減少につながっておりますので、今後もこの取組を継続するとともに、猟友会との連携を強化して共同で有害鳥獣対策を実施し、被害防止につなげていければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁で私の理解としましては、昨年度の事業の中で狩猟技術や捕獲した鳥獣の解体についてのけもの塾とか、そういう取組があったかと思うんですけれども、そのスキル、捕獲のスキルが向上した支援員の方を中心に、猟友会と連携しながらやっていかれるのかなというふうなことで理解しました。

繰り返しになってしまうんですけれども、昨年度にやった事業で狩猟技術の向上であったり、捕獲した鳥獣の解体についてはスキルがある状況なのかなというふうに私は理解しております。加えて、免許の所有者が増えたということは有害鳥獣を駆除する件数というのはどんどん増えていく傾向にあるのかなと。この動きを阻害するようなことがあってはいけななと思っていて、有害鳥獣の捕獲の頭数というのは今後も増えていくということが予想されているので、その状況を踏まえて、ぜひとも後押ししていただくような取組をしていただければと思います。

結論からお尋ねいたします。捕獲した有害鳥獣を解体する施設等のお考えというのはございますでしょうか。何でこの質問をしたのかといいますと、近隣にも解体施設等はあるということはお話で聞いているんですけれども、捕獲した有害鳥獣の肉を商品化を目指すのであれば、鳥獣を捕獲してから解体するまでなるべく一秒でも早い短時間での解体が望ましいという旨伺ったためにお伺いしております。ぜひとも捕獲した鳥獣を、ジビエのビジネスというところまでは飛躍してしまうのかもしれないんですけれども、せっかく捕獲した鳥獣についての有効な活用方法についてを視野に入れてということであるならば、解体の処理場等が、建設の考えがあるのかなということをちょっとお尋ねしたいと思います。答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問のジビエに利用するための解体施設を町のほうで建設する計画があるかというふうなところで質問を受けたところでございますが、現状といたしましては、猟友会がイノシシを捕獲した場合に、獣害の処分としてジビエ肉として活用したいというふうな要望は上がっておりません。ジビエでの活用等というふうなところで、活用の流れと申しますと、やはりジビエの処理施設で解体なさるのは捕られた方が行われるところと思います。現状で捕られた方から活用したいというふうな要望は上がってきておりませんし、また、町のほうでは有効活用というふうなところで研修等も多少なり行ってきた経緯もございます。

近隣を見ますと、やはりジビエ活用というふうな声も上がっておりますし、そういったと

ころで町としても検討するところではありますが、何分実施なさる方からの要望等が上がってきていない状況もありますので、今後はそういったところの要望等の、ほかのところの近隣から要望があつてからというふうなところの流れ等を踏まえまして、町のほうでも検討していきたいというふうなところで考えております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

現状は、捕獲した方々からそういうジビエの肉の活用等の要望がないというお話だったかと思うんですけれども、近隣の自治体を見ていくと、お隣さんの吉野ヶ里町で10か月ぶりにトラック市があつたということで、私もちょっと足を運んで見に行ってみたときにジビエに関する出店があつていたりとか、基山町さんを見てみますと、エミューを使ったイノシシの解体等の施設で何かビジネスをされているというのを拝見しまして、そういう有害鳥獣対策とジビエのビジネスというのは割と密接に結びつけられるんじゃないかなというふうに私は感じたんですね。私個人としては要望していきたいなというふうに思っているんですけれども、今後、解体をする免許所有者の方とか、あと、ほかにイノシシを捕っている状況の、イノシシ肉を食べたことのある方だったら分かると思うんですけど、意外とおいしかったりするんで、要望事項が集まってきた場合には解体処理施設を建設するというものを検討していただけるという理解でよろしいでしょうか、答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問にありましたとおり、吉野ヶ里町での処理施設、また、基山町での処理施設、運営状況等うちのほうで把握はしております。吉野ヶ里町につきましては、猟友会のほうで運営されておるところで、もちろん猟友会の方が主体となって捕獲、また、解体処分まで自分たちでされているところでございます。基山町につきましては、エミューの食肉の加工と併せましたところで施設を建てておられまして、指定管理者等を置きまして、その方たちが解体処理を行っているところでございます。

町のほうでも、こういったところを勘案しますと、もちろん要望によって自分たちの捕獲を自分たちで処理するというふうなところで、自分たちももちろん手を出す、もちろんその作業をするというふうなところが考えられるところでございますが、そういったところで要望をいただきまして自分たちも一緒になって解体処理をするというふうなところで、まず、そのハードルを越えまして検討のところでは一步進めるところではないかと思ひます。もちろん経費的なところもございまして、財政的なところもございまして、まずは自分たちでそれをできるからやりたいというふうなところの声を上げていただくところが最初のスタートかなと思ひます。

越すべきハードルのところはまだまだありますけれども、最初の検討段階としましては、そういったところで、今後、進む道筋的なところはあるのではないかと考えるところござ

います。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁で私の理解というか、そこが一番の課題だなというふうに思うんですけれども、主体は誰かということなのかなというふうに私は感じております。ここにハードルがあるのかなというふうには思っているんですけれども、要望される方、ジビエのビジネスをやりたいという方、そういう方々をマッチングしていくということに役場も関わっていただいて、要望があった暁にはですね、ぜひとも前向きな検討というふうに進めていただければというふうことを強く要望して、この質問は終わります。

次へ行ってください。答弁はいいです。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、中心市街地活性化事業について、質問要旨、現在の進捗と今後のスケジュールについては、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

鈴木議員の質問事項2、中心市街地活性化事業について、要旨の1に関して答弁をいたします。

ほかの議員からも同様の質問がなされておりますので、同様の答弁となるかことをまずもって御容赦願います。

10月9日を締切日にしておりました企画提案書の提出を経まして、選考会によるパートナー事業者の選考を11月9日に行いました。選考しました事業者様と12月3日に共同開発協定締結を行ったところでございます。

なお、選考した事業者とは合同会社設立に向けた準備会を開催しておりまして、設立に必要な要件の整理だったり、設立後の事務などがスムーズに進むよう下準備を整えていっているところでございます。

また、10月30日に公募を開始いたしました共同事業パートナーの募集締切りを12月25日までとしているところでございます。

当面のスケジュールといたしましては、出資案件手続を踏まえ、速やかに合同会社設立を目指したいと考えております。さきに申し上げました準備会の中でも進めておくべき事務などにつきまして協議をしております、コンセンサスを得べく協議を行っているところでございます。設立後のスケジュールにつきましては、町が単独で示すのではなく、合同会社における協議を経て示すべきと考えているところでございます。

以上、鈴木議員の質問の答弁を終わります。

○1番（鈴木千春君）

昨日のお話を聞いていて、冒頭述べましたとおり、私の理解はそういう形で理解していつて、今の答弁の内容もそうだったのかなと思うんですけれども、まず、その上でちょっと同僚議員とのやり取りの中でお伺いしたいなと思っていることがあるので質問させていただきます。

イニシャルコストとランニングコストについてはどのようなものがあるのか。本日、上程された内容にちょっと触れてしまう部分もあるのかなと思うんですけれども、答弁できるのであれば答弁できる範囲でお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

いろいろな考え方があるようにちょっと昨日は申し上げたふうに記憶しておるところではございますけれども、例えば、事業期間中に公共施設などとして使用する場合というのは、いわゆる賃借料であったり買取り、区分所有権も含めてなんですけれども、こういうことは十分想定できるだろうというふうに思っております。もちろん、民間のテナントさんが入る場合におきましても、これは借りる企業様とかが合同会社との契約によって支払うということにはなっておりません。一般的には月坪幾らというような形で家賃設定方式をするような形と、支払い枠が固定されている契約ではなくて成功報酬型の契約形態ということもあり得るかなというふうに思っております。これは発注側と受注側がリスクを共有しながら相互の協力で生み出した利益、あらかじめ決めておいた配分率で分け合うような、例えば、レベニューシェアという考え方も可能なんだろうなというふうに思っております。具体的には売上げの何%というようなことのような契約になるように考えております。

また、イニシャルの面ですけれども、町のほうとしても全く考えていないということではないです。しかし、一旦は設立する合同会社におきます事業計画というのがまずもって優先する話になるのかなというふうには思っておりますので、そこで具体的な詰めを行ったということが望ましいかなというふうには考えております。

合同会社として自走するための仕組みだったり方策というのが必要になってまいりますので、そういった一連の経過を見て検討すべきじゃないのかなというふうに考えているところではございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁で私の理解としては、ランニングコストには賃借料があったりとか民間の企業、テナント等入ってきたときの売上げからパーセンテージ、プロジェクト単位になってくるのかなと思っているんですけど、そういった部分があるのかなというふうに思っております。

イニシャルについては事業計画書を基に進めていくということで、合同会社が自走できるような形で進められていくのかというふうな理解はしたんですけれども、ちょっとまた質問を変えまして、合同会社設立後というのは広報というのは合同会社になるんでしょうか、そ

れとも役場になるのでしょうか。こういう質問をする意図としましては、例えば、議会の中で質問していくときに公共施設等が出てくる部分があったりとか、中心市街地活性化事業としてのあれもあると思うんですけれども、公共施設等の広報とか情報発信について質問することが今後可能なのかなということをちょっと気になったので、お伺いさせていただければと思います。答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

プロジェクトの主軸といたしましては、合同会社のほうに器が形成されるような形になりますので、一義的にはその合同会社が主体となって情報発信をしていくという形が望ましいというふうには考えているところです。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

今後については、そのプロジェクトの主体となる合同会社のほうで進められるというような理解をいたしました。

そこで、次にお伺いしたいと思うのが、意思決定の50%で、こちらのほうの内容、意思決定というと、いろいろなことが想像できるという部分がありまして、こちらの意思決定の50%の例えば、権限の内容だったりとか、そういった部分で答弁をいただける内容があるのであれば答弁をお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

これはひょっとすると皆様方の中でも会社経営されている方もいらっしゃるかもしれませんが、そっちのほう詳しいかもしれませんが、会社法のカテゴリーの中には普通決議であったり、特別決議であったり、特殊決議であったりといったものがございます。それぞれに対して過半数であったり、3分の2であったり、4分の3であったりというふうな形で、そこに関しては定款の中で定めていくことになるんですね。今まさにその定款の内容でどういったものをどういうカテゴリーでしていくか、そういった形で今進めているところでございますので、中身に関してちょっと私も詳しくは説明できませんけれども、今まさにそういうところをもんでいるという状況でございます。

以上です。

○1番（鈴木千春君）

今まさに定款の中で詰めているという状況であって、50%というのはその決議の票数というところであれなんですけど、そういう理解でいいのかなというふうに私は感じました。

中心市街地活性化事業については、いよいよ進捗していったら合同会社設立に伴って民間企業のノウハウをという部分で、今後ますますスピーディーに進められていくのかなということをお願いしているわけなんですけれども、過去の答弁の中でもありましたとおり、この事業が進捗していくに当たっては、合同会社の民間のノウハウを生かしながら、プロジェ

クトによっては先行してリリースされて進んでいくのかなということを大いに期待しております。

ぜひとも今後につきましても、本日の内容にもありますとおり、遅延を取り戻すというふうなあれば、スピードを生かして完成したものが悪くでは問題だと思うので、時間をかけてもいいと思うんですが、ぜひとも町民の皆様が納得するような中心市街地活性化事業の成功を大いに期待しております。本質問につきましては以上です。

次に行ってください。答弁は結構です。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の3番、農業における課題解決の取組について、質問要旨の1番、人・農地プランの実質化について現状の取組は、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の質問事項3、農業における課題解決の取組について、要旨1、人・農地プランの実質化について現状の取組はにつきまして答弁させていただきます。

現状としましては、農地利用等に関するアンケート調査を町内全地区に実施しまして取りまとめを行っているところでございます。これを基に、農業者の年齢階層別の就農状況や後継者の確保の状況が把握できる地図を作成し、この地図化により現状を把握する資料を基に大字地区ごとで話し合いを実施するところです。

また、この話し合いのやり方については、意見を出しづらい雰囲気で発言力のある人の声だけが通り、隠れたアイデアが埋もれてしまうような従来型の会議とは違った手法であるワークショップ形式を取り入れるべく、会議の手法の研修会を実施しているところです。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

今の答弁を拝聴しましてホームページを参照したときに、人・プランの実質化の進め方で、役場で掲載されている記事がありましたので、ちょっと読み上げさせていただきます。

人・農地プランの実質化、1番、アンケートの実施、2番、地域の状況の地図化、3番、地域での話し合い、4番が実質化された人・農地プランの公表というような形で、この状況の中で、今アンケートが終了して、その内容というのを集約している状況にあるのかなという答弁だったかと思います。

ちょっと率直な感想としまして、そのアンケートの内容を拝見して課長の感じた所感というか課題等についてはどのようなものがあったでしょうか、御感想を、答弁をお願いいたします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところで、アンケートを取った後の、現在取りまとめ中でございますが、ど

ういったところでアンケートの回答を見て考えられたのかというふうなところで答弁させていただきます。

やはりアンケートの内容につきましては、次の担い手、今後どのようなところで営農計画されていますかでありますとか、また、あなたが農地を貸すなら貸手の方に希望はありますかでありますとか、そういった内容のところでアンケートをいたしております。また、特産品を生産したいと思っていますかでありますとか、今後、上峰町の農業を持続、継続的なものとするために今度どのようにしたらよいかと思えますかというふうなところの問いもアンケートに入れておるところでございます。

状況としましては、担い手の状況につきましては、やはり認定農家さんに任せたいでありますとか集落営農さんに任せたいというふうなところの内容、また、施設園芸をやってみたいでありますとか、そういったところの内容がちらほらとありますが、大概にして営農は現在されておる方は継続したいというふうなところでもありますけれども、現在耕作されている方の年齢的にいうとやっぱり高いところの方が営農されておりまして、今後5年、10年先というところにその年数を足すことになりますので、そういったところで、将来の後継者確保というふうなところでは、アンケートをお取りした時点では明らかなところではもちろんないところでございます。アンケートの状況はこういったところで、全てにおいてじゃないですけども、内容のところでもちょっと見ましたら、そういった意思を受けましたところでもありますし、また、これを集約しまして図式化するところの作業を今行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

やはりアンケートの内容を今率直な感想でお伺いしたということではあるんですけど、次の担い手ですね、承継問題だったりとか、継続したいけど高齢であるということの課題等がやっぱり目立っている状況なのかなというふうに理解しました。私の認識もそうで、結構、毎回議会のたびに農業に関する質問で、農業のもうかる仕組みを提案していくということが望ましいのかなというふうにはいるんですけど、人・農地問題解決加速化支援事業というものがあって、これは農林水産省だったと思うんですけども、人・農地プランの実質化の活動であったりとか、専門家、コーディネーターの派遣、市町村、都道府県の推進活動、農業者グループと異業種と連携して中心経営体を目指すモデルの構築という、何かモデルが示されていたわけなんですよ。こちらの事業で、私の記憶だとたしか活用されていたんじゃないかなというふうにはいるんですけども、その件について答弁をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問の人・農地プラン加速化推進交付金につきましては、現計の予算の中で補正予算により議会でお認めいただいたところで予算化しております。内容につきましては、この

アンケート調査の郵送代でありますとか、また、今回、話合いのやり方についてファシリテーションの研修を行うところの経費でありますとか、また、これに係ります事務用品の支出に充てることができるというふうなところで、概略しまして予算化して執行しておるところでございます。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

そうですね、やっぱり私の認識どおりこちらのほうは活用されて、それでアンケートのあれにしたりとか、郵送に使われたとか、あと、ファシリテーターの講習の費用に活用されていたのかなというふうに思うんですけども、ここのその事業内容の例の中に、異業種の業種と連携しながら進めていくということも農業課題解決の一つの手段なのかというふうに思っております。中心市街地活性化事業の要求水準の中に地域振興施設等の考えがあるということで、農家の方々も販路としてはそちらがあるのかなとも思うんですけども、加工品等、ノウハウのある法人の方が上峰町に出入りするきっかけにはなっていると思うので、そういう状況の中でうまくそういう部分と連携していけるよう、役場の方々に後押しというか、御支援いただければなというふうに思っております。

この質問につきましては以上です。

次へ行ってください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、人・農地プランの実現に向け、今後のスケジュールは、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

鈴木議員御質問の質問事項3、農業における課題解決の取組について、要旨2、人・農地プランの実現に向け、今後のスケジュールはにつきまして答弁させていただきます。

今後のスケジュールとしましては、話合いの研修を実施した後、地域の状況を地図化した資料を作成し、この地域の課題や問題点を可視化した資料を基に、各地区での話合いを実施してまいります。

また、プラン策定には最低でも2回程度の話合いが必要であります。コロナ禍でありますので、開催については来年度にずれ込むなど見通しがつかない状況であります。住民の安全を最優先に考えながら、着実に実施し、プランを作成したいと考えております。

以上でございます。

○1番（鈴木千春君）

なかなかこういう状況の中なので、細心の注意を払っていただきながら進めていただければということをおっしゃっているんですけど、ホームページに公表されております人・農地プラン

の実質化に向けた工程表というのを見てみると、アンケートの実施と地図による現状把握、話し合いがあって、プランの取りまとめ、手続ということが工程されていて、来年の4月で、予定なので、このとおりにいくかどうかはちょっと分からないと思うんですけども、堤地区、前牟田、江迎、坊所地区と、それぞれ大字4単位ずつ進捗していくのかなというふうに思っております。

今後の話し合いについて、ワークショップの講演に私も参加させていただいたんですけども、声の大きい方であったりとか、そういう方がやっぱりどうしても会議の中では発言権があったりしてしまうのかなと思うんですが、参加させていただいた感想としまして、ワークショップは記述式で全員が参加できると、自分が書いた意見には投票できないで、その書いた意見を投票制で決めていくというようなやり方で、非常に合理的でみんなの意見が吸い上げやすいのかなというふうに感じたので、ぜひ農業の問題でみんな思いが熱くなって、があつとしゃべってしまう人とか声が大きくなってしまう方がいるんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ、ワークショップ形式での話し合いを検討されているのであいう会を開かれたんだと思うんですが、実現に向けて進めていただければと思います。そういうことを期待しまして、この質問は終わります。

私の質問につきましては以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、10時55分まで休憩いたします。休憩。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

3番原直弘君よりお願いします。

○3番（原 直弘君）

皆様おはようございます。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問をさせていただきます。

質問事項は、大きく分けて4点でございます。

まず、1点目は農地・水保全管理支払交付金（現、多面的機能支払交付金）についてということで、質問要旨として、大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会役員に対する告訴の

経過及び交付金の返還関連について質問を上げております。

今回お尋ねする告訴の経過につきましては、執行部はこれまで係争案件ということで一切の答弁ができないと答弁拒否をされてきた経緯がありますが、告訴が不受理になったという話が伝わってきておりますので、改めてお尋ねしたいと思っております。

もう一つは、交付金の返還関連ということで質問を上げています。

行政が補助金、交付金等の予算の執行を適正に進める上で、必ず法令、条例など規則に基づいた事務の執行をしなければなりません。今回の質問は、この交付金の執行が法令や規則に基づき適正に行われているかを行政に問うものであり、係争案件とは異なる次元ですので、執行部は真摯に質問に対し答弁をしていただくようお願いいたします。

2点目は、幹線水路の維持管理における管理主体の明確化ということで質問を上げております。

幹線水路を含めた法定外公共物が、平成12年4月1日に施行された地方分権一括法に伴い、機能の管理、財産の管理を市町村において行うことを前提として国から市町村に譲与された経緯があります。この経緯を基に幹線水路の維持管理をどのようにお考えになっているか、お尋ねしたいと思っております。

先日、同僚議員から趣旨を同じくする質問があつておりますが、改めて回答をいただき、質疑をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

3点目は、職員の健康管理についてということで質問を上げております。

この質問については、職場環境の改善が必要ではないかという考えからお尋ねするものでございます。武廣町長が町長に就任してからこれまで、10人を超える職員が病気休暇、休職に至っており、また、定年前に退職する早期退職者は20人を超えています。このことは大変異常なことであり、表面化していないパワハラなど、劣悪な職場環境があると思わざるを得ない状況でございます。

しかも、20人を超える早期退職者のうち、管理職が半数を超えており、このことは深刻な問題と言えます。なぜなら、管理職の早期退職は急速な世代交代を招き、適切な人材育成に支障が出ることは否定できず、スムーズな行政運営ができない状況となることが危惧されるからです。

この問題の解決には、原因を特定し、対処、改善することは当然ですが、町長の管理能力も問われる状況であると考えますので、健康管理の対応、対策を含めてお答えしていただくようお願いいたします。

4点目は、本年の要望活動及び陳情活動についてということで質問を上げております。

例年、全国の市町村長が構成員となっている各種団体の総会や全国大会が東京で行われており、それに附帯して県選出の国会議員や各省庁への要望活動や陳情活動が行われております。今年も各種団体の全国大会が11月に開催されており、武廣町長もそれらの大会には参加

されていますが、その大会に附帯する要望活動や陳情活動に必ずしも参加されていません。

国へ要望をする機会がありながら、それをしなかったことは、理由のいかんを問わず、あってはならないことで、行政の怠慢と言わざるを得ません。要望活動は町のためにあるものだと思いますので、町長の要望活動及び陳情活動に対する考えをお聞きしたいと思います。

以上、4点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、農地・水保全支払交付金（現、多面的機能支払交付金）について、質問要旨、大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会役員に対する告訴の経過及び交付金の返還関連について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の質問事項1、農地・水保全管理支払交付金（現、多面的機能支払交付金）について、要旨1、大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会役員に対する告訴の経過及び交付金の返還関連について答弁をさせていただきます。

この大字堤地区農地・水・環境向上活動協議会の不正受給につきましては、平成29年7月に大字堤地区区長及び有志一同から、町に対して申入れ書が提出され、発覚したものでございます。問題発覚後の平成29年8月には、町議会全員協議会にて大字堤地区農地・水・環境保全向上協議会に対する措置等について、不正受給や詐欺などに法的に相当するか、事実上の整理を含め弁護士へ委託することなどを御説明申し上げたところです。

このような流れでありますので、弁護士と相談の上、訴訟に発展すると思われる内容や係争に関する一切の答弁を差し控えさせていただくところでございます。

また、全ての案件において、必要に応じて専門家の意見を踏まえます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、経過についてはそのような答弁で、今までどおりかなということで思いますので、2番目の返還関連ということでお尋ねします。

これにつきましては、まず、農地・水保全管理支払交付金の交付に伴う手続についての確認ということでお尋ねしたいと思います。

この交付金の執行に当たっては、国が定めている多面的機能支払交付金実施要綱及び実施要領、そして、上峰町多面的機能支払補助金交付要綱及び上峰町補助金等交付規則に基づき交付されていると思うが、間違いはないでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員答弁のとおりでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、流れとしては補助金交付申請があつて書類等の審査をし、補助金の交付の決定を行い、交付の決定を通知すると。事業が完了すれば、実績報告の提出があり、報告書等の書類審査、現地調査等で実施を確認し、補助金の確定、補助金の支払いということで進むと思うんですけど、今回この堤地区の協議会について、実際、最終的に返還金が伴っていますが、交付決定の取消し、そういうのが必要だったと思うんですけど、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

議員御質問のところの内容でございますが、行政の手続というふうな案件に至りましても、今後、係争に発展する流れの案件に係争案件でございますので、慎重な判断と丁寧な対応が必要であると考えております。よって、第1回目の答弁と重複しますが、一切の答弁を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

この時点で答弁拒否、議会での一般質問を何と思っているんですか。今、町が適切な行政運営を進めているかをチェックするために行政の事務の執行、方針、それを質問して報告や説明を求めるものです。今の質問は、全然係争案件と異なる次元じゃないですか。改めて答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

ただいま課長が答弁いたしましたとおり、全ての事案におきまして、町の利益を第一に考え、交付金の手続につきましても専門家の意見を踏まえていることをここで申し述べます。

加えまして、この点については専門家にお聞きしたところ、係争案件に発展する可能性があり、答弁を控えることで適切だということで判断をいたしております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

それでは、肅々と補助金等の要綱に基づいた交付がいかになつてくるかということで、実際、執行部が堤地区の協議会の活動実績がなかったということで県に報告したわけですね。実際この流れからすると、交付決定の取消しをして、協議会に対してですね、そして、取消しをするときは、取消しの理由を示すようになっていきますね、まず。そして、決定の取消しをしたならば、事業者には補助金の返還を命じなければならない。これ、私がちょっと調べた状況では、全然返還の命令も何もしていない状況を確認しております。

そして、続けて申します。ここに県のほうに開示請求をして取得した上峰町長から佐賀県知事に出された平成28年度の多面的機能支払補助金実績報告書があります。この中で、1つ、実際活動組織から返還額があつてないにもかかわらず、収支精算報告で活動組織からの返還額、1つは2,445,906円、1つは活動組織からの返還額1,857,267円、これがあたかも協議会のほうから返還額があつたようになっております。

実際、歳入等の決算を調べてみますと、活動組織からの返還額があってない。ということは、明らかにまずもって規則、法令、それを遵守すべき行政が、まず虚偽の公文書を使って県に報告しているということになります。この点について回答をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いいたします。暫時休憩を。先ほど言われました文書について、私自身が理解が及んでおりません。ぜひ情報共有していただいて、この点について、ちゃんと調査をさせていただきたく休憩を求めます。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから休憩の申出がっておりますが、皆さんたちどうでしょうか。異議ありませんか。（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）どうのことですかね。はい、どうぞ。

○2番（大川徹也君）

町長は、この重大な事案について自ら積極的に事を押し進めてきました。この書類の関係についても、知事から連絡を受けました等の答弁をしています。あなたは、そういったものを全て把握する立場にあります。ここに至って、私は知りません、そういったことが通用しますかね。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。今、町長のほうからその辺の今までの流れの説明もすることですから、ここで暫時休憩をしたいと思いますが……（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしという声が上がりましたから、暫時休憩をいたします。休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

まず、執行部の答弁のほうからよろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど本町のほうから国、県に公文書の偽造を行って申請しているというような御質問がございましたが、ただいま時間をいただきまして、その点について調べさせていただきました。課長のほうから答弁をさせていただきます。

○産業課長（日高泰明君）

文書を確認いたしまして、返還額につきましては、町からの返還額を記載したものであり、議決を経て、この額を国、県に返還しております。弁護士に御指導いただいて業務を行っているところでありまして、町の利益を第一に考えて行っております。議員御質問の案件につ

きましては、公文書の誤記載というふうなところではございません。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

すごいですな。まさしく詭弁の何物でもない。備考欄、活動組織からの返還額。これが町から。はあ、すごいですな。びっくりしましたよ、そこまで弁明されるとは。

じゃ次ですね、これは本当、虚偽ですよ。県に聞いたら、まあ、当然思うでしょうねと。活動組織から打合せというか、聞き取りもさせていただきました。誰がどう見ても、10人中10人が活動組織から返還額があったような記載じゃないですか。これ、なぜこんな感じでしたのかなと、また掘り下げてみました。

ここに多面的機能支払交付金実施要領、国から出されたものがあります。読んでみます。農地維持支払交付金の返還、返還の手続として、本交付金を返還する必要がある場合は、当該対象組織の代表者に速やかに通知し、市町村が交付した交付金の返還を求めるものとする。実際、答弁拒否だったんですけど、これ求められてないですね。

まあ、次ですよ、そして。一番大事——一番というか。市町村長は、対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、国及び都道府県が助成した額を都道府県に返還する。対象組織から交付金の返還があった場合ということで、ちゃんと規定されていますよ。どうして町が補填して——補填というか、立て替えて、この規則にあるこの条項を破ってまで町が返還したんですか。幾らと思いますか、総額。総額16,925,476円ですよ。28年度のこの事業費を返したことにより、それに付随して24年度から27年度の国、県からもらった交付金を返さなければならなかった。答弁をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

非常に技術的な質問ですね。今の質問は、本当に頭が下がります。今言われたのは、通常の事務執行における返還の手続を書いた資料じゃないですか。確かに維持組織から返還があった場合は、それを返すことになるでしょう。今回はまさに国、県から返還命令が来ております。後ほど返還命令の内容について御披瀝しますが、課長のほうから読み上げさせていただきたいと思いますけれども、その場合において、適宜弁護士さんとお話をさせていただきました。県にもその都度都度、お話をさせていただいております。そして、この議会場で返還命令が来たことを議員の皆様方、まさに原議員もそうだったんじゃないかと思えますけれども、お示しし、議決を経て、そして、返還をした経緯はあったということをお忘れなく、ぜひ御承知おきいただきたいと思います。

課長から答弁いたします。

○産業課長（日高泰明君）

県から来ております返還の命令につきまして、読み上げさせていただきます。

平成30年3月22日付、佐賀県知事より参っている文書で、当該の部分としましては、佐賀

県補助金等交付要綱規則第17条第2項の規定により、既に交付した交付金21,940,046円との差額4,303,173円の返還を命ずる。また、返還の期限はこの通知の日から15日とするというふうなところで返還の請求がっております。また、24年から27年につきましては、平成31年1月16日付につきまして、24から27までの補助金額を記載した上で、下記の当該補助金の返還をお願いしますというふうなところでの文書が参って、これに基づきまして返還をしているところでございます。

以上でございます。

○町長（武廣勇平君）

時系列が、今のとおりでございまして、2点、ちょっと補足をさせていただきます。

先ほど公文書上の誤記載があったかのような発言については、この事案が発生して県から返還命令が来た上で、県にも申請をしております、県としてもそれを理解し、申請を受理しているというところをまず理解していただきたいということがまず1点。

また、今言われました誤記載以外の、もう一つ何やったのですかね、開示請求で今御披瀝をさせていただきました県の返還命令があった事実があったものですから、それに対して我々として議会の議決を経て返還した点、それを何か、職権乱用のような文書の、確かに町内にそういう文書が出ているということで、その立場に立って原議員は御質疑のことだと思えますけれども、これについては住民の皆様方からの要請があり、その都度都度適切に対応してきたということをこれまでも申し述べました。

今後の対応については係争に係る案件でありますので、答弁を控えるということで、繰り返し申し上げてきているところでございます。

○3番（原 直弘君）

今、町長がおっしゃられるとおり、議会の議決は通っていますよね。でも、こういう事実を隠して何も言わないままこういう上程をしたら、どうですか。（「何を隠している」と呼ぶ者あり）いや、何を。ちょっと待ってよ。（「何を隠している」と呼ぶ者あり）いや、こういう虚偽、誰。（「虚偽じゃない」と呼ぶ者あり）いやいや、これ、活動組織からの返還がまずこれよ。活動組織からの返還額という文言、これ意図的じゃない。さっき私が言いました国からの要領で、返還があった場合は国、県に返還する。これに合わせたような書類じゃないですか。と、今、課長、（「違う」と呼ぶ者あり）課長、返還を命じる。これ、詳しいことを今度担当に聞きました。この返還を命じるの文書、これに至った経緯の課内での話、そういうのがあるのかどうか、それも尋ねました。そんなのあるわけないでしょうと、なぜなら、町が規則に基づいて返した、規則に基づいてですよ。当然、対象組織から事業がされてないことを確認して、町がしたんだから、それをいちいち県が確認する必要はないと。これに基づいて、今、返還命令というのがありましたけど、この返還命令はただ単に書式であるだけと。（「どの点を」と呼ぶ者あり）書式ですよ、返還命令の。

じゃ、まだありますよ。まだありますよ。ちょっと待って。遮るな。

○議長（中山五雄君）

ちょっと待ってください。武蔵町長、片方が質問をしておりますから、それが終わってから、挙手をしてから答弁をお願いします。（「はい。分かりました」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

次は、返還命令に基づいてというのは、粛々と県が、町が実績を上げてこなかったために——上げてこないというか、計上されていなかったために国、県の減が生じたので、こういう書式に基づいて返還命令を命ずると、そういうことですね。

続きまして、1月16日、さっき言いました平成31年1月16日。多面的機能支払交付金における大字堤地区農地・水・環境保全向上活動協議会の対応、このことについてということで、いろいろ実施要綱に基づきということですずっと書いてありますけど、これの内容も担当に聞きました。とすると、町が返還をしてもらっているということは、その計画が28年度はなかったと。ということは、今度、要領に基づいて、計画か認定年度にさかのぼって返すようになっているから、この文書を差し上げただけと。ということは、返還があった場合は返してよねという内容。だから、命令じゃなくて、必要となりますので返還をお願いします。お願いしますになっているんですよ。お願い。お願いですよ。

ちなみに言いますよ。堤地区の28年度、実際現地では事業をされていますけど、町が、実績がなかったように上げている。とすると、上げたことによって、国では、これは要綱の第5の2に定める活動計画の要件を満たさないということがこの28年度の事業実績が分かったので、要綱に基づき県は粛々と、返してもらったら、堤地区のほうから返還があったときは、この返還をお願いしますという文書、ただそれを言っているだけと。そういうのを今の担当に確認しました。

実際そうでしょう。市町村は、対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は返還すると、国、県になっているでしょう、まず。どうして町が立て替えて支払わなければならないんですか。あった場合はということで、ちゃんと書いてあるじゃないですか。どうですか。回答をお願いします。

○町長（武蔵勇平君）

休憩をお願いします。理由は、ただいま言われた質疑の中で2点確認しなければいけないことがあります。

1つは、県がこの文書を追認したということで理解されているのか、それともしっかりと返還を命令したという意味をお持ちなのか、そしてまた、担当者の名前が出ましたので、この点も明らかにさせていただきながら、この事実確認をさせていただきたいのが1点。

もう一つは、県の返還命令と、先ほど原議員が言われました手続の書類との関係。この手続の書類については、通常の事務の流れの手続の書類をベースに言われているのじゃないか

というふうに思っておりますので、その点の確認を２点させていただきたく、休憩をお願いします。

○議長（中山五雄君）

今、町長のほうから県のほうに２点確認をしたいということで、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩。

午前11時40分 休憩

午後 3 時40分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

原直弘議員の質問事項の１番から執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

大変長らくお時間を頂戴いたしましたことをおわび申し上げます。

私がこの時間を頂戴した理由は、先ほど来、やり取りの前提となっております実績報告書、そして、要領について、手元に持ち合わせておりませんでしたので、実績報告書を確認するため、この一つ前の休憩で確認をしたつもりが、該当する箇所と違うところを見ながら発言をしていた。そういうことが先ほどの原議員とのやり取りの中で明確になりましたので、この点についてしっかりと再度調査をし、確認をする必要があると思って、お時間を取らせていただきました。

また、要領についても、県の担当者の話だということについても問合せをさせていただいた次第でございます。よって、今から要領について、そして、県の担当者の話について答弁をさせますけれども、また加えて、先ほど返還命令についてはお願いベースでなされていると言われたこと、また、何で活動組織からの返還金というふうな記載になっているかということについても一定の整理ができましたので、産業課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

○産業課長（日高泰明君）

お時間を頂戴いたしまして確認をした内容について答弁させていただきます。

原議員からお持ちの要綱によるところで返還について指摘を受けたところでございますが、この要綱につきまして、この当該事案のようなところも想定した内容での要綱であるかというふうなところで県のほうに確認をさせていただきました。

県のほうとしましては、当該事案のような返還についても、この要綱によるところで対応

するところであるというふうなところの回答を受けたところでございます。

また、お願いベースのところにつきましては、県のほうに確認をしました結果、町から県に返還命令を出すよう働きかけて返還命令を出したわけではないと担当者に確認いたしたところでございます。

県から町への返還としましては、私どもの手元にありますこの返還の通知につきましては、平成28年7月4日付、農業第481号による交付決定に係る交付金の額21,940,046円について、佐賀県補助金交付規則等第13条の規定により、金17,636,873円に確定したので通知する。なお、佐賀県補助金等交付規則第17条第2項の規定により、既に交付した交付金21,940,046円との差額4,303,173円の返還を命ずる。また、返還の期限はこの通知の日から15日とするというふうなところで返還を命ずるとした規定になっております。この通知書を15日と切られたところもございまして、また、28年の実績につきましては、実績報告を早急に求められた経緯がございます。これは上峰町の実績報告がなければ、佐賀県全体の28年の補助金の額が確定できない。また、この28年の額の確定ができなければ、当該事業年度の29年の補助金の交付決定、また、佐賀県下団体の交付が佐賀県全体でできないというふうなところがありまして、早急に求められた経緯があります。

そういった経緯もあり、組織への返還を待たずに町で返還の対応をしたというふうな経緯でございます。

御指摘のところについてはもちろん違法なところではない、違法のそしりを受けるところではないと町のほうで認識しておりますが、今後適切に御指摘の、について対応してまいりたいというふうなところで考えるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そういった実績を急いだということは分かるんですね。今説明があったように。しかしながら、当然、地方自治法で地方公共団体は法令に違反してその事務を処理してならないという規定がありますよね。たとえそうだとすると、冒頭で補助金要綱とか国の制定した分、その分に基づくというのは、今の今まで全然行動がされていない。30年3月22日のこの額の確定、そして、4月6日に最初の28年度の返還がされているんですね。

その中で、そういう実績、佐賀県の全体的に支障が出るという話は分かるにしても、当然町としては並行して事業者のほうに取消決定通知をさかのぼってもその事後でもいいんですけど、そういうのをして、その事業者に取消しの決定の内容、どうしてというか、そういうのを説明して、あと事業者に返還を求める行為をなぜしなかったというのが問題なんですよ。全然論点が違いますけど、どうぞ。

○町長（武廣勇平君）

ただいま言われました、この休憩前の御指摘につきましては、虚偽の公文書を作成した、

そして、申請をしたという御指摘でありました。その点については、関係省庁——失礼しました、県の当局にも確認した上で、弁護士さんの意見もいただいた上で、町の対応として違法のそしりを受けるものではないということであると。また、これは要領という指針をつくっているもので、実績報告後の返還について、先ほど担当課長が申しましたように、県全体に影響を与え、国からの多面的支払交付金の充用がされないんじゃないかというリスクを抱えていましたので、その影響をなくすための対応だということでございます。

ただいま御指摘いただきました今後の対応については、従来から答弁しておりますように係争に発展する可能性のある案件ですので、答弁を控えさせていただきたいということで考えてございます。

○3番（原 直弘君）

だから、県に迷惑をかけるから実績報告を早くというのは分かるんですよ。分かるにしても、この実績報告が活動組織からの返還額2,445千円とか、そういうのが書いてあるのが、まずおかしいと。そしたら、これに伴って、その後に国のほうから支払交付金における対応についてということで返還をお願いしますと来ているんですよ。これは当然国の指針に基づいて、要領、要綱に基づいてすべき。要領、要綱には、市町村長は対象組織から農業維持交付金を含む本交付金の返還があった場合は返還しなさいということになっているんです。こういうのを国がまた、この文書が1月16日に来ているんですよ。返還したのは10月10日ですよ。その間に、どうしてそういう法に基づかない正式な手続を取ってないんですか。これは全然、十分考える時間があるじゃないですか。実績報告は分かりましたよ。当然県に迷惑かけてはいけないということ。その立て替えるにしても、並行してそういう補助団体にしかるべき法令にのっとった事務をしてないから、そういう不適切、支払いに伴って不正な支出があったのではないかとということで質問しているんですよ、要旨は。

○町長（武廣勇平君）

これは先ほど来から申し上げていますように、実績報告後に県全体に農地・水、すなわち多面的機能支払交付金が充用されないおそれがあり、返還を求められているという期日が迫っていて、その影響を考えると、合理的な判断として町が返還するということを、まさにこの議会の議決をいただいて返還をしたものでございます。よって、その申請した実績報告書の提出申請内容が変更あるいはその要領に従ってその後の対応としてなされてないということは、今後、要領に従って検討する余地があるのだろうというふうに思いますけれども、これは法律家にお話をしましたけれども、これは部分的な事務の主要でないところでの議論であって、今回の農地・水に伴う不正受給と言われるそのものの議論ではないということだけは、今日傍聴者がいっぱいいらっしゃっていますので、確認したことをお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

今後、先ほど担当課長が申しあげましたように、事務要領にのっとって、どのような方法

でこの申請をするべきか、あるいは変更を加えるべきか、その点については検討させていただき旨お伝えをさせていただきます。

以上です。

○3番（原 直弘君）

これもまた執行部、町長とはかみ合っていないかな。実績報告を出したその年度は分かるんですね。そして、24から27年度の補助金を返すに当たって、何でも国の要領、要綱にのっとらないかという、これは全然県のほうも急いでないわけですよ。県のほうは1月16日にこの文書を出して返還をお願いしますと。県はこの実施要領、要綱に基づいてお願いしますと。返還があったときには返してねという話だけであって、それをですよ、だから、実際返還したのは相当後の10月じゃないか。その間にどういうことがあったのか分からないんですけど、それを私は問うているんですよ。全体的に迷惑をかけるかけないという話でこれも包括すると、何でもその途中で28年度の実績を上げた時点で、当然法令を、国の規則とか要綱に基づいたのを並行してすべきじゃなかったのかと。全然、動いていらっしゃるなら、こういう質問の仕方はしないんですよ。その間にずっと考える時間があったにもかかわらず、請求もしていないと。そういうことが問題です。そして、町のお金を正式に法令に基づかない方法で——方法というか、基づかなくて返したことが不適切と。そういう指摘をしているんです。

○町長（武廣勇平君）

よく理解いたしました。今言われましたけれども、あくまでも原議員さんは、おっしゃいましたように、この実績報告段階でこのように記載して申請したことは、理解はするが、その後の対応として、その変更をしていないということが問題ではないかということかと思えます。

24から27年までのときも、28年の返還請求のときもです。——前後、逆になりました。28年返還請求も、24から27の返還請求のときも、時間を余儀なくタイムリミットが迫っているというような状況であったというふうに産業課長から先ほど、私も確認をいたしました。その点については産業課長から答弁させていただきたいと思います。（「議長、すみません。その前によろしいですか」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

今、町長は、私が28年度の実績報告の記載について理解したがじゃなくて、理解はそれはしてない。記載じゃなくて、出すことについて、ほかの市町に迷惑をかけるから早急に出したというのは理解できると。しかしながら、この記載は堤地区の協議会からの返還があつていないにもかかわらず、そういった意味合いに取れる。当然、10人が10人中取れますよ、こういうのは。だから、それについては全然理解してないです。出したことについては理解すると。それだけです。

○町長（武廣勇平君）

この点、事務の手続を私が担当しているわけもなく、今全て確認をしていたところで話をしている前提でお聞きいただきたいと思います。実績報告書の時点では、当然規定に基づき、活動組織から返還をしていただくという前提で記入をしているものと思います。その後、返還命令が来て、やり取りとか、命令が来たのは後かもしれませんが、返還をする上で、タイムリミットが迫っていて、かつ、県全体に影響を受けるという話を、議事録も読ませていただきました。県との協議の中で全部メモをしてありました。県全体として、多面的支払交付金について受けられなくなるというおそれがあるという話を聞き、早急な返還を求められ、それで合理的に判断をして、影響額からすればうちで返還をするという判断をしたことは違法のそしりを受けることはないという法律家の御意見も頂戴したところです。

ですので、それが全部認められないとおっしゃるのは分かるんですけども、議員の立場としては。ただ、この議論全体でいくと、申請したことが公文書偽造だという話は、全体として考えれば枝葉の話であって、末節の話であって、本筋ではない議論がここで今展開されていることを私としてはお伝えしたい。

その文書、以前、従前に出した文書が適法でないという御意見であります。我々としては違法性のそしりを受けるものではないが、要領に従っていないという以上は、それは適切に対応していくことを検討していくということで、今現在、顧問の弁護士と協議をしたところでございます。

○3番（原 直弘君）

28年度の実績の、この備考欄の活動組織からの返還額の意味合いが、今、町長が言われたのと一番初めに言われたのとちょっと違うね。（「それはさっき訂正しました」と呼ぶ者あり）あ、それ訂正した。——訂正した。（「しました」と呼ぶ者あり）ごめんなさい。

とにかく今回、そういうことで、28年度はその記載以外は出さなくてはならなかったのには理解しますが、それ以降の24から27、27年度ですね。当然、要綱、要領に基づいて、勘案して返還請求を堤地区なり——堤地区ですね。そこにして、返還があった場合には戻すという手続でよかったにもかかわらず、町が返還している。それについては当然不適切であり、法令、規則に基づかない不正な行為として、町に損失を与えた案件として、今後も追及していきたいと思います。

これで今回、次の案件もありますので、これでこの件については質疑を終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、幹線水路について、質問要旨、幹線水路の維持管理等における管理主体

の明確化について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の質問事項２、幹線水路について、要旨１、幹線水路の維持管理等における管理主体の明確化について答弁させていただきます。

幹線水路の維持管理等につきましては、護岸などの構造物の管理と、農業用排水路として利用する上での日常的な管理があるところです。

護岸などの構造物の管理につきましては、土地改良施設維持管理適正化事業や県営クリーク防災機能保全対策事業などを活用して水路の補修、しゅんせつや護岸整備に取り組んできたところです。また、農業用の施設として利用する上での水草の除去など、日常的な管理については国、県、町からの補助対象となります多面的支払交付金を活用して、各地区活動組織により取り組まれており、水草の除去につきましては佐賀県緊急雇用基金事業などを活用して行ってきたところでもあります。

幹線水路については水路幅も広く作業も大変でありますので、特定外来生物の水草の繁茂がひどく、駆除の要望があれば、特定外来生物被害防止法により町が水草防除を実施します。

以上でございます。

○３番（原 直弘君）

このことについては昨日も同僚議員のほうから同様の内容の質問があつて、町長なり課長の答弁、今の答弁を聞きますと、幹線水路については今までも町が実質的な負担をしてきた、しゅんせつについては土地改良区と町が負担をして実施してきたということで答弁をいただいて、今後の幹線水路の維持管理についてはこれまでどおり町が今後とも行っていくという回答を得ましたので、それはよしとして、今回ですね、９月議会で大字江迎地区から出ておりました請願書が不採択になった後に、江迎地区の方々と話し合いをする機会がありました。その際に言われたのは、幹線水路の維持管理については今までやれることはやってきたが、高齢化や後継者不足などで十分な管理ができなくなっているから、今回請願書の提出になったという趣旨のことを言われたんですよね。

今、町が考えておられる幹線水路については要望等があれば水草除去もしていくし、しゅんせつの要望があれば土地改良区と町と協議しながらしていくという話だったんですけど、実際、維持管理について、町の考えが地区に伝わっていなかったことが原因で、今回、江迎地区のほうから請願書が出ることになったと思うんですよ。最終的な請願書の最終文句が、幹線水路の維持管理を実施していただきますよう特別の御配慮をお願い申し上げます。ということは、どこにでもですけど、今回請願書は大字江迎地区についてですけど、これが地区に町が維持管理するという前提があったならば、この請願書じゃなくて、要望書で今回水草がたまったから、相当大変だからお願いしますという要望書が来ていたと思うんですよ。

だから、今回、質問の趣旨は管理主体の明確化としておりますけど、これが、町がそんな

感じで思っているのに、相手に伝わっていなければ幾ら決め事をして、その都度その都度、今回のようないろいろな問題が起きるんじゃないかなと思うので、今後、幹線水路の維持管理について町の考え方なりをきちっと地区の役員さんなり区長さんでもよろしいし、生産組合長もいらっしゃるので、そういった方々のメインになっている、地区をまとめていらっしゃる方々に当然町の考え方を地区に伝えるべきだと思うんですけど、いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

これまでどおり、幹線水路については水草の繁茂状況については町がやる、また維持管理については土地改良さんと適切な役割分担で行っていくということを、方法を通じて考えていきたいと思います。

先般、議長さんを中心に要望を上げてくるというお話を聞いておりましたが、その機会があるかもしれませんので、それを待つか、あるいはその機会がなければ何らかの手段でその広報を載せたり、あるいはお一人お一人と言いましても、前牟田、江迎地区、全ての農家の方々にお伝えするというよりも何らかの手段でお伝えすることを時期を見て行っていきたいと考えております。

○3番（原 直弘君）

今の町の考えを地区にお伝えすると相当安心されるかなと思うので、できるだけ早く、要望書が出てくる前にでもそういったことをお伝えしていただきたいと思います。

この件に関して、何点か確認したいことがあります。

まず、1点目が、外来水生植物の除去については町の考えは要請があれば行うとのことでしたが、今年支援員の方が行っている除去について、誰かの要請があったのかなというのが1点。地区に入ると、それ、全然知らなかったという方々も結構役員さんのほうでおられたので、これが本当に町が誰からかの要請があったのなら当然そういう動きがあるだろうし、実際、そういった形でなければ今、町長、課長さんおっしゃった要望があって動くという話は矛盾するのかなというのがまず1点ですね。

もう一点目は今回、江迎地区から請願書が出たんですけど、これは振興常任委員会で付託されて、採択するかしないかの判断ということで、今回、その中で今年は町で水草を除去するとのある程度の説明があったんですよ。詳しくは走り書きであまり書いていなかったんですけど、そして、これは9月議会での不採択に対する質疑の応答で、これは議事録であったんですけど、今年度に限って行政側で責任を持ってやる意思表示をされたと振興常任委員長側から説明がされているんですよ。それで、今執行部の説明では、今までも町が行うとしていたし、今後も町が行うと言われたのと、それもちよっと矛盾する形になっているので、その疑問を払拭していただきたいというのが、まず2点ですね、よろしくお願いします。

○町長（武廣勇平君）

事の始まりは、記憶ベースで大変恐縮ですが、外来水生生物について請願が上がったというふうに聞いたときが起点だったと思います。その後、現地踏査をしながら、水生生物について法律の理解をいたしました。基本的には、除去するのは、日常活動として一時的に農業を営んでいただいている方々にお願いし、かつ、繁茂した場合は行政がやるという流れに法律上はなっております。ただ、その中で、緊急的防除ということで、実際チドメグサを取って、それを袋詰めして捨てるというような流れであればできるということで書いてあったので、この案件については早めの取りかかりが必要だという認識の下、行った次第でございます。

その後、議会でのやり取りがありまして、今年については緊急的防除をやるとこの議会で発言をさせていただきました。ほかの議員さんの質問だったと記憶しておりますが。その上で、恐らく今年については町のほうで緊急的防除をやるといような話が進んだものというふうに私は理解を勝手にいたしております。

○3番（原 直弘君）

1点目の経緯については分かりましたが、やっぱり実際、請願書を出して動かれたのであれば、そういった形で除去するというのは当然、請願された方々に伝えるべきだったと感じました、1つは。

もう一つが、町長の理解という話だったんですけど、きちっと振興常任委員長は意思表示をされたということであつたので、今年度に限って行政側がすると、責任を持ってやると意思表示をされたということできちっと議事録に載っているんですよ……（「緊急的防除」と呼ぶ者あり）緊急的防除。そういったのがきちっと伝わっていなかったために、振興常任委員会で話し合ったときに採択、不採択の考え方が違う話ですよ。ということです。（発言する者あり）じゃ、勘違いされた委員長とかが、私たちもそういうふうに理解して不採択の方向に向かったという形ですよ、そしたら。（「委員会ではっきり言ったじゃないか」と呼ぶ者あり）

○町長（武廣勇平君）

今申し上げましたように、私はこの点はしっかり情報の発信がされていない中でいろいろ議論をされていることが問題じゃないとかねてから申し上げております。私は趣旨採択が適当だというふうにかねてから申し上げておりましたので、その点は議員のお立場が、いろいろ意見があつたり、変わつたりしているのかもしれませんが、私としては一貫して、これまでどおり維持管理については2つ、チドメグサと水草の繁茂状況については対応を町のほうで要請があればやってきたと、かつ、工作物やその他のものについて、しゅんせつだとか、そういったところは土地改良さんと役割分担してやっていくという趣旨でお答えしました。

今後については、その情報が不足しているということであれば、該当者の方々にしっかりと伝えていく必要があるというふうに考えてございます。

○3番（原 直弘君）

今、後ろのほうから全協で言ったじゃないかという話あったんですけど、私もそういう記憶を当然しているんですよね。その趣旨採択が適当だったという発言はいつからされているんですか。

○町長（武廣勇平君）

これは議長と、たしかそうぎのときだったと、そうぎ終わってだったと思いますが、どう考えるか聞かれたときから、私は趣旨採択が適当だという話はしていたつもりです。それともう一つ、今、大川議員が委員会で言ったじゃないかという話は、適切に私が一時防除、緊急的防除としてチドメグサを撤去するということを言ったじゃないかというふうに私は聞いておりました。（「そうじゃない」と呼ぶ者あり）そうじゃないんですか。要するに緊急的防除の必要性は、私は言っております。だから、今年度については行政のほうで緊急的防除をやるということを言ったまででありますので、その点、今うなずいておられますが、同じ理解だというふうに……（「それは担当課長が委員会ではっきり言っとったから、皆さんに説明してきたわけです」と呼ぶ者あり）じゃ、今年度については担当課、だから、緊急的防除の意味と実際防除をするかどうか今後、いろいろな議論があると思いますけれども、私個人といたしましては、外来水生生物の法律を読み解きながら、どの範囲で関わるのが適切か、ここは慎重にやったつもりであります。よって、集落支援員さんとか、また地区の皆さん方にもそういう日常管理として、幹線水路でも撤去をする姿勢を一緒に共有するべく、地元の事業者さんとか区長さんたちを通じてお願いをしてきた経緯はありますが、高齢化によって、今後幹線水路に入ることも、また、その撤去をするということも難しいという声を既にいただいておりますし、口頭では。また、文書等でいただければなおよいと思いますけれども、今後についてはそのような方法を考えていきながら、周知をしながら撤去していくようにしていきたいと思っているところでございます。

○3番（原 直弘君）

今、振興常任委員会に係る件は閉会后というか、これ以降に内容がどうであったかということでもたまた委員長にお願いして話を聞きたいと思います。

とにかく、実際、情報の共有というか、地区のほうに浸透していなかったためにそういう請願もあったということの流れと思うので、とにかく地区のほうに早く入ってというか、地区のほうにそういった町の考えがあるということで、できるだけ早めに伝えていただきたいと思います。それは江迎地区だけじゃなくて、幹線水路をお持ちの地区——お持ちというか、幹線水路の農地に接する地区、前牟田地区ですね。そういった方々にもできるだけ早く伝えていただきたいと思いますということで、この質問は終わらせていただきます。

○町長（武廣勇平君）

前牟田の幹線水路は、通水性がよくて繁茂していないんですよ。前牟田の幹線水路で一部

繁茂するところがございますので、その幹線水路の該当の方々にのみお伝えするという形で考えさせていただきたいと思います。江迎と併せてですね。

○3番（原 直弘君）

とにかくどういう形でしろ、地区に町の考えが浸透するような形でお願いしたいと思います。

そしたら、この質問は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

質問事項の3番、職員の健康管理について、質問要旨、職員の健康管理の対応、対策について、執行部の答弁を求めます。

○総務課副課長（針長幸子君）

皆様こんにちは。原議員の質問事項3、職員の健康管理について、質問要旨1に関して答弁いたします。

上峰町での職員の健康管理について、大きく4項目に分けて御説明いたします。

まず、第1に心の健康づくりについてです。

心の健康づくりで町が行っている内容ですが、まず、職員一人一人の心の健康増進を図るために、1、メンタルヘルス職員のメンタルヘルスの研修、2、ストレスチェックの実施を行っています。

メンタルヘルスの研修は今年度より実施しているものですが、職員全員の参加を呼びかけ、基本的なメンタルヘルスの講義を受けました。

ストレスチェックは、毎年10月から11月にかけてストレスチェック制度実施規定に基づき、全職員を対象に行っています。

職員に対しては、ストレスチェック結果を本人に通知し、自身のストレスの程度を知り、メンタル不調を未然に防ぐための1次予防としてセルフケアに活用するよう促しています。

また、ストレスチェックの結果に基づき申出をした職員に対し、医師による面接指導を行った場合は、必要に応じて管理職員等への業務負担の軽減の配慮を促す等、必要な措置を講じています。

ストレスチェックは職員が心身ともに健康で働きやすい職場をつくることを目的としておりますので、結果については実態を把握した上で、課題の抽出、そして、解決へ向かい対策を講じることが基本と考えております。

心が不健康な状態への対応としましては、産業医と連携し、面談の実施、復職支援として試し出勤制度の導入をいたしております。

ストレスチェック制度は、上峰町では平成28年11月に初めて実施し、これまで把握できていなかった職場における心理的な負担の程度を検査し、分析できるようになりました。個別

の結果につきましては、労働安全衛生法第104条及び第105条により守秘義務が課せられておりますので、発言を控えさせていただきます。

職場全体の傾向として、総合健康リスクという指標にて示した場合、平成28年は総合健康リスクは全国を100と見た場合、94.0となっており、同様に平成29年では94.0、平成30年度では90.0、元年度では102.0という結果になっています。

総合健康リスクとは、仕事の量的負荷、仕事のコントロールの度合い、上司の支援、同僚の支援の4つの要因にて読み取る数値であります。令和元年度の総合健康リスクが上がったのは仕事の量的負荷ポイントが上昇したことが原因として上げられます。

対策としましては、実情を把握し、必要であれば定数を増やすなどの対策を取るべきであると考えます。また、上司の支援、同僚の支援については全国またはそれ以上であるという結果が出ています。

第2の健康管理は、生活習慣病対策の健康増進対策の推進についてです。生活習慣病対策等の健康増進対策の推進について町が行っている内容ですが、庁舎内にて健康診断を行い、個別に人間ドックを受診する職員以外の全ての職員について受診を勧奨しています。未受診者に対しては、別日に病院で受診を促すなど受診の確保を図っています。

人間ドックについては、負担金の一部を補助するなど、職員の負担を低減し、病気の早期発見に向け受診を勧奨しています。

健康診断等の結果データについては、産業医に提供し、データを基に必要な職員と面談を行い、2次健診の受診の勧奨や治療が必要な事項について個別に指導しています。

第3の健康管理対策としましては、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの実現についてです。

町が行ったことは、年次有給休暇の取得促進、時間外勤務時間の上限の設定、男女平等な管理監督職への登用となっています。

第4の健康管理対策としましては、喫煙対策です。平成30年の健康増進法の一部改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、町が管理する施設について敷地内禁煙または屋内禁煙を実施したことにより、職場において受動喫煙防止対策を徹底しております。

第4の健康管理対策としましては、職場の環境衛生対策についてです。（「すみません。いつまで続くの」と呼ぶ者あり）あと少しです。

町では、職場の環境、例えば、換気や温度湿度等の基本的な項目に加え職員の新型コロナウイルス感染症対策のため、各窓口にアクリル板を設置し、窓口付近の消毒を励行し、職員への新型コロナウイルス感染症予防を講じています。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

私、冒頭に申したとおり、そういったのは当然のことながらと思いますけど、1つは、武

廣町長が就任してから10人を超える職員が病気休暇とか休職に至っている。もう一つが定年
前退職する、早期退職者についても20人を超えていると。そういった原因の特定をすべき
じゃないということで、今回冒頭に申し上げたつもりなんですけど、それについてお答えを
お願いします。

○副町長（森 悟君）

原議員のほうからの、まずは前段の質問要旨の中で、健康管理の対応、対策ということで
ございましたので、先ほど総務副課長のほうが大きな4本の柱で私ども町のほうで……
（「時間がないから端的にお願いします」と呼ぶ者あり）行っております内容で説明したか
と思います。

その中での、今おっしゃるような1番目の心の健康づくり、このことでの……（「違いま
す」と呼ぶ者あり）観点かと思います。（「議長、すみません。私の質疑と違う答弁は要ら
ないです。時間の無駄です。お願いします。議長、すみません。私の質問に対して答えるよ
う指示をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

副町長、簡潔にお願いします。

○副町長（森 悟君）

分かりました。

私ども、先ほど申しましたような総括的な職員の健康管理づくりということで申したとお
りでございますので、そこにつきましてはどうぞ御理解いただきますようお願いいたしま
す。

このコロナ禍におけます私ども職員を守る観点からアクリル板の設置等は、先ほど申した
とおりでございますので、そういった観点で私どものほうは今答弁をさせていただきました。

以上でございます。（「違う」と呼ぶ者あり）

○3番（原 直弘君）

副町長、繰り返しの答弁は要らないですよ。私はその後に、それは分かっていると。武廣
町長が就任してから10人を超える病気休暇、休職、そして、早期退職者は20人を超えている。
その質問に対してどうして答えないんですか。貴重な時間を取ったらいけないですよ。

じゃ、続いて、なぜ私がこういうのを危惧するかというと、早期退職者が今まで20人以上
ですね、町長が就任してから。定年退職者については就任後21人ですよ。合わせると40人を
超す職員がこれまで退職しているわけですよ。定数が91人ですよ。そして、町長が就任し
てから12年弱の間に半数の職員が入れ替わっていることになるんですよ。これ、ちょっと異
常ですよ。これをなぜ私が取り上げたかということ、行政の役割は町の発展と町民の福祉の
増進を図ることが基本的な役割ですね。そのために職員を育成することが必要不可欠。その
上で、職員が定年退職とか、早期退職者の中には当然管理職がいっぱいおられますよ。この

管理職の職員が、今まで積み重ねてきた経験、それは貴重な財源じゃないですか。それを病気休暇や休業、そして、早期退職によりその経験の継承が十分になってない。それ、一番問題ですよ。だから、こうやって取り上げているんじゃないですか。端的な答えをお願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほど原さんに副町長が答弁した内容は、まさにその点を従前に総務副課長がお答えを申し上げておられるので、重ねて言われたものだと思いますよ。

まず1つ、労働安全衛生法104条と105条でですね、どの方が休まれた、どの方が辞められたという個別な話、あとは人数については控えるべきだということにまず前提としてなっております。そして、それだけでは傾向と分析というのはできませんので、ちゃんとこのストレスチェックで傾向について把握し、今後の方向についてちゃんと伝えるべきだということになっていますので、先ほど全国平均を100と見た場合、28年度、29年度、30年度、元年度ということで、28年度が94、29年度が94、30年度は総合90、令和元年度が102ということでお話をされました。

それは総合健康リスク、簡単に言うと、仕事の量的負荷、仕事のコントロールの度合い、上司の支援、同僚の支援ということで、もう分析がされております。その点、仕事量が多くてコントロールできないということがハイリスクの要因になっていて、上司の支援、同僚の支援というものが原因であるという以上に、むしろ上司の支援、同僚の支援は全国平均またはそれ以上であるという結果が出ているということを申し上げているじゃないですか。それが全ての答えであり、副町長はそれを答弁されようとされたものだと思います。

ですから、私が原因だというふうに結びつけたいのかも……（発言する者あり）だから、それをお尋ねになったから……（「総務副課長です」と呼ぶ者あり）総務副課長がお答えになられて……（「私は端的な原因は何ですかと聞いています」と呼ぶ者あり）私が答弁しているじゃないですか。今、総務副課長が……（「同じことじゃないですか」と呼ぶ者あり）お答えになられて、あなたがお尋ねになったから、それをお答えしています。全てを私が……（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）ちょっと議長、何ですか、答弁中に。失礼じゃないか。

○議長（中山五雄君）

原議員、答弁がっておりますから、そのときに発言は停止してください。

○町長（武廣勇平君）

ただいま、今、私はその個人情報を手にとっております。教育委員会の方々、特に係長以下の方々も多分にいらっしゃる。早期退職と定年退職と自己都合退職、病休のことはここに書かれていませんけれども、今言われたものが県からの派遣職員とか、そういったものも含めてここには書かれていますが、退職者については。だから、それが全てストレスチェックで

ですね、病休で該当者の数かのように何か切って盛って大げさに伝えるというのはいかななものかと。あくまでも傾向と分析については全国平均、そして、それ以下だというような状況が3年続き、令和元年度は102という状況になっているという旨をちゃんと理解していたきたいと思います。

以上です。

○3番（原 直弘君）

時間もないようですし、立て続けに2つ。

今回、この中で退職された職員さんが在職中、職場で精神的な攻撃があったと推測できるような内容を私は人づてに聞いたんですよね。その方が誰かは全然分からない。町長、副町長、その認識はありますか。ともう一つ、職場内で人格や存在を否定する行為、暴言、侮辱などをしたこと、またはしたことを聞いたことがありますか。その2点です。

○町長（武廣勇平君）

私は常に、何か理由がなければ職員を指導はいたしません。例えば、最近であれば住民の皆様方から、議会からも求められておりましたけれども、浸水がひどいということがあり、課長答弁で浸水被害を低減するために低水管理を住民の皆様とお話をする機会を持つという話がありました。その後、その機会が持たれずに4月、5月と進み、6月の議会前にも一向にその話合いが進まない。その理由を問いただしたときに、それはもうしないということに決めましたということがありました。それはならぬということで、しっかりとその点は住民の皆様さんと話合いを持つようにということでしたけれども、その時点でなかなか話は進まず、結果、私自身が住民の皆様方との場を持つように働きかけて実施したということがあります。その間で、やはり指導しなきゃいけないということは実際にございました。そういう理由がなく私は指導いたしませんし、今後とも、そういう積極的に強く働きかけることはありますけれども、あくまでも住民サービス向上のためだという理解をしておりますし、そのように進めていきたいと考えてございます。

○3番（原 直弘君）

業務遂行のために当然叱咤激励、それはそこまでは許されるのですが、これは人によって受け方が違うんですね。ハラスメントの定義というのは、相手の意に反する行為によって不快な感情を抱かせることということで定義がありますが、ここで重要なのは、行為者がどう思っているかとかは関係ないんですよ。相手が不快な感情を抱けばハラスメントになるわけですね。そういったことも考えて今後の行政運営をしていただくようお願いして、ここで質問を終わらせていただきます。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、要望活動並びに陳情活動について、質問要旨、本年の活動実績について、

執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

休憩をお願いします。理由は、先ほどの原議員が２つ前の質問で申された県職員が説明をした内容と、私が確認した内容が全く違うからです。議事録の削除を求めるために、調整と相談をしたいと思っておりますので、休憩を求めます。

○議長（中山五雄君）

ただいま町長のほうから休憩を求められましたけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議がないようですので、ここで暫時休憩をしたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。休憩。

午後 4 時 38 分 休憩

午後 6 時 50 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

先ほど原議員の質問事項の４番から執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

時間をいただき、ありがとうございました。

先ほど３番議員の発言の趣旨について確認をさせていただいたところですが、議員と一致した点のみお伝えをいたします。

町が県に働きかけをしたことで県が返還を求めたわけではないこと。また、お願いしますという表現にした理由も町の影響によるものではないと確認いたしました。

お時間をいただき、ありがとうございました。

以上です。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会と思いますが、御異議ございませんか。（「議長、すみません。先ほど私の質問の４についての答弁は……」と呼ぶ者あり）するなら、いいですよ。

（「指示していただいたと思うんですけど」と呼ぶ者あり）

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員の質問事項４、要望活動並びに陳情活動について、要旨１に関して答弁をいたします。

要望、陳情につきましては、国の機関、各種期成会、全国大会などに出席され、行っているところでございます。助成金や制度、仕組みに関するものなど様々な用途はございますが、町にとって利益になるものに関して要望、陳情を行っていくこととなります。（199ページで訂正）

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○議長（中山五雄君）

原議員いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。大変お疲れさんでした。

午後６時53分 散会